

物品売買契約書（案）

由利本荘市長（以下「売扱人」という。）と〇〇〇〇（以下「買受人」という。）とは、次の条項により、物品売買契約を締結する。

令和 年 月 日

（売買物品）

第1条 売扱人は、末尾に記載する物品を、買受人に売り渡すものとする。

売扱人 住 所 秋田県由利本荘市尾崎17番地

（売買代金）

第2条 前条の物品売買代金は、金〇〇〇〇円とする。

氏 名 秋田県由利本荘市長 湊 貴信

上記代金のうち、消費税及び地方消費税は、金〇〇〇円とする。

買受人 住 所

（売買代金の支払）

第3条 買受人は、前条の売買代金をこの契約の締結から7日以内に、売扱人の発行する納入通知書により売扱人の指定する金融機関に納付しなければならない。

氏 名

（物品の引渡し）

第4条 売扱人は売買物品を、前条の規定により買受人が売買代金を納入したときに、買受人に引渡す。

物品の表示

物品番号	品 名	数量	契約金額（円）	備考
合計				

（危険負担）

第5条 買受人は、この契約締結の時から売買物品の引渡しの時までの間において、当該物品が売扱人の責めに帰することのできない理由により滅失又は毀損した場合は、売扱人に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

（契約不適合責任）

第6条 買受人は、この契約締結後において、売買物品に契約不適合があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（権利義務等）

第7条 本契約締結後における当該物品の買受人への名義変更等については、買受人が一切の責任を負うものとする。

2 買受人は、前項の手続き終了後速やかに、売扱人にその手続に係る書類の写しを提出しなければならない。

（費用の負担）

第8条 この契約の締結に要する費用及び引渡しに要する費用は、買受人の負担とする。

（疑義等の決定）

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売扱人と買受人協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売扱人と買受人両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。